

平成30年

渡嘉敷村議会会議録

第6回定例会（9月12日～13日）	2日間
第7回臨時会（9月28日）	1日間

渡嘉敷村議会

目 次

平成30年第6回定例会（9月12日）（1日目）

平成30年第6回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 議長諸般の報告	4
日程第4 村長行政報告	4
日程第5 一般質問	7
日程第6 報告第8号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	33
日程第7 報告第9号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について	33
日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	34
日程第9 認定第1号 平成29年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について	35
日程第10 認定第2号 平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について	35
日程第11 認定第3号 平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	36
日程第12 認定第4号 平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	37
日程第13 認定第5号 平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	37
日程第14 認定第6号 平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	38
日程第15 議案第37号 渡嘉敷村立幼稚園の預かり保育料徴収条例の一部改正について	39
日程第16 議案第38号 平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)について	40
日程第17 議案第39号 平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について	42
日程第18 議案第40号 平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について	43
日程第19 議案第41号 平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につ いて	44
日程第20 議案第42号 平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	45

平成30年第7回臨時会（9月28日）

平成30年第7回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	49
出席議員	50
議事日程第1号	51
日程第1 仮議席の指定	52
日程第2 議長の選挙	52

（第1号の追加の1）

日程第1 会議録署名議員の指名	53
日程第2 会期の決定	53
日程第3 副議長の選挙	54
日程第4 議席の指定	55
日程第5 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	55
日程第6 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙	55
日程第7 南部広域行政組合議会議員の選挙	56
日程第8 同意第3号 渡嘉敷村監査委員の選挙について	56

平成30年

第6回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

9月12日

平成30年第6回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 2日間
 自 平成30年9月12日
 至 平成30年9月13日

月 日	曜 日	区 分	日 程
9月12日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 村長施政方針 一般質問 報告第8号、報告第9号、 諮問第1号 認定第1号、認定第2号、認定第3号 認定第4号 認定第5号、認定第6号 議案第37号、議案第38号、議案第39号 議案第40号、議案第41号、議案第42号

平成30年第6回渡嘉敷村議会定例会は
平成30年9月12日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	宮平鉄哉	出	5	當山清彦	出
2	島村武	出	6	與那嶺雅晴	出
3	平田春吉	出	7	玉城保弘	出
4	小嶺勉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 2番 島村武議員 3番 平田春吉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	松本好勝	経済建設課長	新垣聡
副村長	大城良孝	教育課長	座間味秀勝
教育長	宮平昌治	民生課長	金城満
総務課長	神里敏明	船舶課長	我喜屋元作
会計課長	宇野昭子	商工観光課長	玉城広喜

終了：9月12日(水曜日)午後2時40分

平成30年第6回渡嘉敷村議会定例会議事日程

平成30年9月12日（水） 午前10時00分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問
第6	報告第8号	平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第7	報告第9号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第8	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第9	認定第1号	平成29年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について
第10	認定第2号	平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第11	認定第3号	平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第12	認定第4号	平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第13	認定第5号	平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定第6号	平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	議案第37号	渡嘉敷村立幼稚園の預かり保育料徴収条例の一部改正について
第16	議案第38号	平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)について
第17	議案第39号	平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について
第18	議案第40号	平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
第19	議案第41号	平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
第20	議案第42号	平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○ 玉城保弘議長

ただいまから平成30年第6回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番島村武議員、3番平田春吉議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から9月13日までの2日間に決定をいたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、村監査委員から、平成30年6月分、7月分、8月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控室に配置し、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

それでは6月定例会以後の会務報告を行います。

6月13日、議員協議会が行われております。

6月23日、平成30年沖縄全戦没者追悼式に出席をしております。

7月12日、平成30年第5回南部広域行政組合議会臨時議会に議長が出席をしております。

7月13日、県産品優先使用の要請行動に副議長が出席をしております。

7月24日、町村議長、正副議長研修会に副議長が出席をしております。

7月25日、議会事務局職員研修会に事務局長が出席をしております。

7月27日、太鼓エイサーフェスティバル。

翌日7月28日、2018とかしきまつりに参加をしております。

8月17日、「那覇市南部離島選挙区」選出県議会議員との南部離島町村長議長連絡協議会の行政懇談会に議長が出席をしております。

8月21日、第49回沖縄県介護保険広域連合会議会定例会に副議長が出席をしております。

以上会務報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。松本村長。

○ 松本好勝村長

改めまして、おはようございます。それでは私の方から6月13日以降6月村議会定例会以降の行政報告をいたします。

6月17日、国立公園満喫プロジェクト中間評価に伴う有識者による、本村現地視察が行

われております。

6月18日から19日まで、景観計画住民説明会、渡嘉敷、阿波連、両区で行われております。

6月21日、沖縄県市町村職員互助会役員会に出席をいたしました。

6月22日、那覇警察署警視正、梶原所長他2名が来村しております。

6月23日、沖縄慰霊の日、全戦没者追悼式に議長と共に出席をいたしました。

6月24日、南城市庁舎落成式典に大城副村長が出席をしております。

同日、奥武山で行われました大琉球神楽に慶良間太鼓のメンバーとともに参加をいたしました。

6月26日、渡嘉敷区の行政懇談会。

翌27日、阿波連区で懇談会が行われております。

6月29日、南部市町村定例総会、そして同日渡嘉敷漁協の総会がありまして、副村長が出席をしております。

7月13日、県産品優先使用要請団来島し、約10人でしたか優先使用の要請団が来られて説明を受けております。副議長が同席をしております。

同日、夕方ですが、村の水難事故防止協議会、阿波連生活館で行われ那覇署より3人来島されておりました。

7月18日、沖縄県老人クラブ連合会、蓋盛常務理事、そして安谷屋主事の方の表敬がありました。

7月20日、沖縄タイムス創刊70周年記念祝賀会、大城副村長が出席をしております。

7月24日、沖縄県治水協会総会に出席をいたしました。

7月25日、沖縄国際映画祭懇親会に出席をいたしました。

7月26日、沖縄県南部土木事務所にて河川港湾班と渡嘉敷港湾改修についての協議を行いました。

7月27日、沖縄振興特別推進交付金説明会、沖縄県土地開発公社理事会、沖縄県国保連合会総会、沖縄県介護保険広域連合総会に出席をいたしました。

7月27日、28日の両日、渡嘉敷祭りが行われました。今年は大変良い天気恵まれて多くの来島者に喜んでいただきました。

8月3日、高速船代船建造に伴う離海振との協議、これは両船長、機関長を交えての協議で離海振で行いました。

8月4日から7日、3泊4日の日程でアジアユース人材育成ネットワーク形成事業の内閣府の事業でありますけれども、本村に12カ国の国と地域から学生40人スタッフ含めると59名が来島しました。ここで平和学習、海洋研修等の研修が行われ学生たちには、昨年に続き綱引きなどの体験され地域との交流も経験されて島を離れました。

8月9日、代船建造計画に伴う事前協議ということで離海振そして造船場、両船長そし

て機関長を交えて私と船舶課長が参加をしております。

8月10日、とかしきまつり協賛企業のお礼回りをいたしました。

8月14日、アジア人材育成ネットワーク形成事業閉会式を南城市で行われました。

同日、優秀警察署表彰祝賀会ということで、管内の8離島町村長が那覇署で祝賀会に参加をしています。

8月17日、南部離島7町村長と県議会、那覇市南部離島選出議員との行政懇談会を行いました。

8月18日、慶良間太鼓同士会主催の阿波連祭りに参加をいたしました。

8月20日、渡嘉敷幼稚園開始式に出席をしております。

8月27日から30日まで修学旅行誘致キャラバンということで、これ、東海地方なんです、村商工会と一緒に教育長が同行しております。

8月28日、災害対策専門研修トップフォーラムin沖縄ということで、私と総務課長が出席をしております。

8月29日、那覇港管理組合にて、泊港北岸が高速船バースの件にて渡嘉敷、座間味両村の関係者を交えての協議を行いました。

8月30日、沖縄地域医療支援センターにて、離島地域の医療についての協議を行いました。

8月31日、とかしきマラソンチャリティーゴルフコンペを実施いたしました。副村長、商工観光課長等が参加をしております。

9月1日、沖縄県総合防災訓練が本村で行われております。

同日、愛知県東海市の方から鈴木市長、そして東海市の観光協会長さらに岐阜県の本巢市、藤原市長等の表敬がありました。これは毎年、交流の家にて海洋学習、そして平和学習の参加があって東海市の中学2年生6校がこちらに来られて、そういった研修を受けております。

9月2日、村民グランドゴルフ大会。

9月3日、環境省の阿波連地区における国立公園利用拠点施設整備についての説明会が行われております。

9月4日、村議会議員選挙告示。

同日、南部市町村会そして南部振興会の総会が行われ参加をしております。

9月7日、地域振興協会、富永専務理事、県の事務局長そして地域活性化推進員の山城氏が来島され本村の遊休地農家の利活用についてのアドバイスをっております。

9月9日、村議会議員選挙が行われ新人3人が誕生し、7人の議員が決定をいたしました。以上9月定例会以降の行政報告でございました。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内といたします。順次発言を許します。5番當山清彦議員の発言を許します。

○ 5番 當山清彦議員

おはようございます。それでは通告書に従いまして一般質問を行います。まず出産助成金制度についてお伺いいたします。この標記の制度について、これまで議会の答弁の中で、当初5万円の助成額、その後に2万円増額されて7万円の助成額でございました。以前に当局から10万円まであげたいという旨の答弁もいただいておりますので、現在の進捗状況をお伺いします。

○ 松本好勝村長

この件に関しましては、今年度30年4月1日以降の出産分より10万円に引き上げをしております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。この出産助成金制度の一番最初に質問したときに申し上げたと思いますが、当局が出産予定日の1カ月前からは本島に出るように指導をしているということで、その1カ月そして出産後もまた本島またはないし、里帰り出産等の生活もございます。まだまだ10万円でも私は少ないというふうに思っております。また今後も議会で増額の要望をお願いをさせていただきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひ申し上げます。

次に熱中症対策についてお伺いいたします。平成30年度の第5回定例会、前回の定例会でもお伺いしました。阿波連小学校、渡嘉敷小中学校の両体育館へのエアコン整備についてお伺いしますが、前回の定例会から本定例会までの間に全国各地で多くの熱中症に関するニュースが取り上げられてきたわけでございます。7月19日、東京都練馬区大泉町の3丁目都立大泉桜高校で男子生徒3名、女子生徒22名、計25名が熱中症の症状を訴えたという体育館で起こった、この熱中症の案件でございますけれども、このときも体育館の中で大型の扇風機を使っていたということでございます。渡嘉敷村の小中学校においても現在そのような対応を取っていると思っております。これだけ全国的に熱中症の問題が上がっている中で文科省が以前にも申し上げたと思いますが、文科省の調査の中で体育館、道場の全体育館、道場33,966室の内に空調設備を設置している室数が406、設置率が1.2%と大変低い数字となっております。前も申し上げたと思いますが、私ども渡嘉敷村は渡嘉敷小中学校と阿波連小学校の体育館に2つなると思っておりますけれども、他の学校と比べると数も少ないわけで、設備費はかかると思いますが、これに対しての助成制度もあると伺っておりますので、今後の当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、教育長が学校側といろいろ協議をしたようでございますので、

教育長の方から答弁をさせます。

○ 宮平昌治教育長

ただいまの當山議員からのご質問の件につきましては、6月定例会においてもご質問がございまして、その際には現在のところ整備の予定はいたしておりませんというふうに答弁をさせていただいたところですが、その6月定例会後に学校の方とも、この件についての話し合いを持ちました。7月3日に開催いたしました公務研究会、これは毎月1回定期的に開催している会議でございますが、渡嘉敷小中学校の校長先生、それから教頭先生、阿波連小学校は校長先生と教務主任と委員会の方が教育長と教育課長ということで構成メンバーではございますが、この会議に場において6月定例会での當山議員からのご質問の内容について確認をいたしました結果において、学校の方から日々の授業、それから部活動においても子どもたちや先生方からエアコン設置の要望はないということと、子どもたちが集中できないとか、体調管理や健康管理の面でも問題はありませんと、体育館へのエアコン設置の必要性は特に感じておりませんよという見解をいただいたところでございます。厳しい財政状況の中、学校側の見解から判断しても緊急を要する事業としての位置づけは低いのかなと判断しておりますので、両学校への体育館へのエアコン整備は困難であるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

因みに6月定例会の際に質問がございました埼玉県の朝霞市の件を調べて見たんですが18校施設があって10億円の整備費を予定しているということで、単純に計算しますと1校あたり5千500万円ぐらいなんですね、数が少ないか多いかじゃなくて、その計算がそっくりうちの本村に該当するということではないと思うんですが、相当な金額がかかるというのは間違いのないと思いますので、そういうことから財政状況等々勘案しますと、ちょっと厳しいのかなというふうなことでございます。

○ 5番 當山清彦議員

財政状況の中でというご答弁でございましたけれども、この中で学校施設環境改善交付金というものもございまして、3分の1の算定割合ということでございます。沖縄県でも相当な熱中症の患者数が出ております。本日は数字を持っておりませんが、私も前回の定例会からこの定例会の間に一度熱中症にかかって診療所のお世話になりました。本当にきつかったです。学校側と教育委員会側で協議されたということですが、子どもたちの中ではやはりきついという声も私は聞いておりますので、出てからじゃ遅いと思っております。前回の定例会から、この定例会の間で体育館での案件ではございませんけれども、小学生が熱中症で死亡というような事件もございまして、今後も引き続き、私は体育館の冷房設備については要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にミストシャワー整備についてお伺いいたします。阿波連小学校、渡嘉敷幼小中学校の屋外運動場のミストシャワー整備についてお伺いしたいと思っておりますが、ただいま申し上げたとおり、屋外での活動で小学生が死亡した事案が出ております。先程のエアコン整備

については多額の非常がかかるということでございましたがミストシャワーに関しては、とても低価格で、私は、整備ができるものと思っております。当局の見解を伺います。

○ 宮平昌治教育長

ミストシャワーにつきましては、熱中症対策の一つとして有効であると言われていたことは認識をしております。ネット等で調べましたら何処でも気軽に使用できるスタンドタイプの安価な商品もあるようですので、今後、幼稚園、学校とも調整をしながら次年度に向けて検討課題とさせていただきたいと思っております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。次に移りたいと思っております。旅客ターミナルと船舶のバース、そして通路のミストシャワー整備についてお伺いしたいと思っておりますが、先日、福岡に視察に行っていました。博多駅のバス待合所タクシー待合所等に、ただいまミストシャワーの整備がされているところでございます。また県内においても、ゆいレールおもろまち駅付近の緑地の方ですね、あとはイオンモール沖縄ライカム、そして沖縄こどもの国、美ら海水族館とどんどん整備が県内でも進められてきております。以前も申し上げたとおり、列ばないと高速船の場合は座れないという状況の中で30分前から猛暑の中並んでいる方々もいらっしゃいます。フェリーの乗船口に関してもそうです。以前も申し上げたと思っておりますので、今後、この申し上げたとおりのターミナルバース通路へのミストシャワー整備について当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、平成27年3月定例会、そして29年9月定例会から継続して質問を受けております。前回もお答えしましたが、旅客ターミナル内の空調設備や屋根付き通路の整備などが完了しております。乗船を待つ時間およそ20分程度で直射日光のあたる時間はほとんどないと考えております。現在、設置の予定は考えておりません。

○ 5番 當山清彦議員

待つ時間云々よりですね、待つお客様方への待遇といいますか、お客様のサービスだと思っております。時間が短いから大丈夫だろうではなくて、適温で待っていただく、暑さを感じずに待っていただく、それは当局がちゃんと考えるべきだと思っております。皆さんがよくお口にされる観光立村というのであれば、このような暑い中待たせるのではなく、どうサービスをするかだと思っております。この件についても引き続き要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。老朽化した村営住宅の管理体制と整備についてお伺いいたします。この件に関しては、渡嘉志久の村営住宅の入居者から伺った話でございますけれども、老朽化して屋根の部分のコンクリートが剥げていると落ちていくということで、当局の担当者をお願いをしたということで、当局の担当者は当時写真を撮りに来ると言ったそうです。翌日も来ず、その次の日も来ず、3日目にやっと来て写真を撮ったということでございま

す。そのときの当局の担当者の理由が当局の車を使用できなかつたら来れなかつた、何の連絡もなかつたと、こういうような状態が続いております。現時点、私も視察に行っていました剥がれたままでございます。地面にもその屋根が落ちた状態のままでございます。この件に関してのものでかまいませんので、当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

職員の今の対応等につきましては、強く今後このようなことがないように指導したいと思えます。それから村営住宅の管理等につきましては、平成28年度に渡嘉敷村公営住宅等長寿命化計画を策定しておりますので、その本計画に基づき今後は整備していくことになっております。

○ 5番 當山清彦議員

現在でもたぶん要望はあると思えます。担当は総務課ですよ、総務課で外の部分のコンクリートの屋根が落ちているというのも把握はされているのか、そして私は2週間以内で見てまいりましたけれども、まだ地面に落ちたままです。子どもたちも遊ぶ場所です。このような状態でいいのかどうか。当局の管理体制をお伺いいたします。その前に今の担当者じゃないです。前担当者がそのような対応をされたということで私の方に苦情がきております。よろしくお願ひします。

○ 神里敏明総務課長

當山議員からの質問の渡嘉志久団地の屋根のコンクリート剥離して落下しているということですがけれども、私の記憶では落ちているというような担当からの報告はない状況です。しかしながら、そういった危険の伴うものであれば、早急に対応したいというふうに思います。

○ 5番 當山清彦議員

今回のこの案件に関してですけど、ひさしが落下して鉄筋が見えるような状況なんですよ。こういった場合どういような工事をされるのか。そしてどのような期間がかかるのか、というのをタイムスケジュール的なもの、どの段階でどうやっていく、また予算付けが必要なのか、それとも他の予算を流用して使うのか、それとも村営住宅の整備費というのがちゃんと付いているのかどうか伺います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明総務課長

當山議員がおっしゃっている村営住宅の棟が渡嘉志久団地のA棟ということですが、渡嘉志久団地のA、それからA、B、Cその3棟につきましては、昭和56年に建築された建物で約38年経っております。平成28年度の長寿命化計画の策定の段階においては建て替えを2026年ということになっております。先ほどおっしゃられました危険を伴うもの

で早急に対応いたしますけれども、その対処方法につきましてはどうしても専門業者に見ていただいてどういった工法でどのような工期期間かかるかというのを確認しないと、今の時点で、答弁できない状況であります。いずれにしても早急に対応するようにしたいというふうに思っています。

○ 5番 當山清彦議員

整備費というのがあるのか、流用するのか。

○ 神里敏明総務課長

その補修に係る費用につきましては、交付金補助金をいただくためには長寿命化計画の策定の中に取り入れないと補助が付かないというような現状でございますので、どうしても応急的にやるとなると借入もしくは一般財源充当による整備になるのかなと考えています。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。ただ一つ言えるのが、緊急を要するものだと思っておりますので、応急措置も含めた当局の対応、そして今後の管理体制、利用者側から担当、担当からちゃんと課長、そして庁議で皆さんしっかりと共有していただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この件に関してもう一件伺いたいんですが、今、村営住宅の中で雨戸が付いていないところがあるのかどうか。これだけ通告はしていないんですが、できたらお答え願います。

○ 神里敏明総務課長

既設の村営住宅で雨戸が設置されていない棟もございます。

○ 5番 當山清彦議員

この件に関して村民から強く要望がございます。同じようなものでかまわないと思えますので、しっかりと雨戸の整備というものもしていただけたらと思えますのでよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。公契約条例について伺います。こちら今回で3回目となるわけでございますけれども平成29年の第7回の定例会そして30年の前回第5回定例会で伺いました。県が本年度の4月から施工しております。ただ前回も申し上げたとおり沖縄県ではまだないというような当局の答弁でしたけれども、全国的に見ると沖縄県は遅い方だと私は思っております。早急に私はこの公契約条例については、制定すべきだと思っておりますので、当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

このことに関しましては、當山議員から前回も質問を受けております。この公契約条例については、沖縄県が平成30年4月1日から施行しております。現在調べた範囲では県内市町村ではまだ制定しているところはないというふうに思われます。公契約条例は労働者の賃金を適正な水準に引き上げることなどを目的に制定され、賃金の下限額以上の賃金を

義務づける規制型と義務づけない理念型があり、沖縄県は理念型を導入しております。規制型の場合は発注者及び受注者の負担等が懸念され、導入には慎重に検討する必要があると思っております。従いまして本村も引き続き他市町村の動向を見て検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 5番 當山清彦議員

村長、前回と全く同じ答弁なんです。3カ月間何もなかったんですか、この件に関して、官製ワーキングプアを防ぐための条例です。皆さんが契約した業者がしっかりと従業員に対して適正な給料を払っているか、国が進める働き方改革の流れもあると思いますけれども3回目ですよ。前回も言いましたけど、県でもA4用紙2枚程度です。理念型とおっしゃいましたけれども2枚程度なんです。僕は早急に進めるべきだと思っております。他の市町村の動向は別に僕は良いと思っております。渡嘉敷村が一番でいいと思っております。村長のお考えを伺います。

○ 松本好勝村長

この件に関しましては、総務課の方でいろいろ勉強をしているようでございますので、私自身があまり他の市町村の動向等はあまり把握をしておりません。ですからこの件につきましても早速そういう動向を見て総務課の方に検討させたいというふうに思います。

○ 5番 當山清彦議員

では総務課長にお願いいたします。今回で3回目ですのでどうか、次、質問するときには他の市町村の動向というお返事ではなくてしっかりとした答弁をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。船舶燃料の委託事業者の選定についてお伺いをいたします。この件に関しても先ほどと同様、今回で3回目の質問になりますが、これまで例月出納検査そして今回の決算審査、那覇事務所の監査でも指摘をしてきた案件でございます。この件に関してまた同じ答弁をされると僕は困りますので、地元企業の保護育成というものは十分理解をしているつもりでございます。前も申し上げたとおり、近年、公金の不正使用が目立ってきております。他の離島でも多々ありました。その中で以前も申し上げたとおり11月には総務省から監査基準というものが指針として出されるわけでございます。この渡嘉敷村においても監査基準を定めなければならない、その指針に基づいてどんどん監査基準というのが厳しくなっております。そこで以前、私が話したとおり、この燃料の契約の段階で出てくる書類の見積額が4年間全て一致している状態、私は監査委員としては指摘しなければならないことです。村長のおっしゃる地元企業の保護育成は重々承知しております。しっかりとした形での入札、私はこれを言っているんです。なぜ見積額が全部一緒なのか、誰が見てもおかしいんです。以前、旧ターミナルの問題も申し上げました。ずっと同じ業者が入っていると、これも村民から苦情がきている状況です。更新する際はちゃんと村民にちゃんと通知をする、商工会にも通知する各事業者に通知するというやり方を

お願いして、その問題を解決しました。ちゃんと通知されておりました。今回も同様です。村民がおかしいと思うことです。しっかりとした入札というかたちを取っていただきたい。入札というやり方を取って、その上で地元企業の保護育成という言葉が出てくるならわかります。出てきかたがおかしいんです。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては再三、私は以前から繰り返しておりますけれども、確かに大きなそういう従業員を抱えて、そして現在その業者等がありますので、よそから入れずに地元企業優先ということで入札関係も参加をさせております。ただこれにつきましては毎回同じなんですけれども、各離島航路の燃料タンカー動向調査を随時行っております。またこれは旅客船協会等から回って来ます。そういった動向を見て私たちとしては適正な価格で契約できるように、これからも務めていきたいというふうに思っています。

○ 5番 當山清彦議員

このバランスが非常に難しいと思うんですが、結局大元は一緒なんですよ、本島の。漁協の場合は県漁連を通してというのもあると思います。伺ったところによると座間味村は県漁連を通すのをやめたそうです。そういった取り組みも出てきています。この監査基準が示されたときに、あの書類を見てどうなのかなんですよ。結局、県国がどう見るか、今、航路事業特別会計が黒字だから、僕は今は問題ないと思っておりますが、もしこれが赤字に転換した場合に、その分を、また国から補填していただくかたち以前のようになると思いますし、今、高速船の新造船に関して離海振とはリース契約するんでしょうけど、今後平成33年度まで沖縄振興計画の中での県の支援は今のところ難しいと、34年度から始まる新たな沖縄振興計画の中で、それを要望していくものだと僕は思っておりますし、その上で県国に、このような内容の中で要望するというのが僕はおかしいと思っております。しっかり節約することは節約しないといけない。地元の保護育成というのはわかりますけれども、本島で僕は沖縄振興計画の会議の中で同じようなことでいろいろ話し合いをしたんですが、やはりおかしいということです。地元の企業の保護育成というものは重々承知しておりますし、この件に関しては村内の別の事業者からも強く言われております。他の観光業には何の支援もないんじゃないかというようなことも言われております。そして僕は監査員としてこれまで指摘してきましたので、それも踏まえて何か対策を取ってほしいということなんです。いっぱい募集しろと言うことじゃないですよ、業者を、その中でもものすごく安い物でたらそれは負けますよ、村内の業者は。そういうことじゃないんです。ちゃんとした段取りを取って、その上で地元の企業の保護育成というんだったら僕はわかります。今の状況では僕はわかりません。というので当局の次の見解を、先ほど村長が言ったのは前回と答弁が変わっておりませんので、次の考えを伺いたいです。答弁よろしくをお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 松本好勝村長

ご指摘されるようなことにつきましては、私たちが勉強不足のところもあるかも知れません。ただ今後につきましては、各離島航路の同じような燃料関係と仕入れしているわけですから、離島航路のそういった内容と研究させていただきたいというふうに思います。そして私たちが間違っているのであれば、そういう適正価格でどのように契約できるかということを勉強させてもらいたいと思います。

○ 5番 當山清彦議員

先日、選挙が行われて私の任期が27日までとなっています。僕の監査の任期も同じ期間で僕が監査員として言えるのが今回最後となったわけで、今回強くお願い申し上げたわけですが、ごさいませけれども、次の議選監査委員がどういう方法をとられるのか僕はまだわかりませんが、11月に監査基準というものが指針として出されて全部厳しくなっています。このことも踏まえてまた村のいう地元企業の保護育成という大きな理念もちゃんと掲げてずっと言っているわけですから、それをもとに公平性、あとちゃんとした書類の整理というものをしっかりと進めていただきたいと思います。まだこの件に関しては引き続きお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 當山清彦議員

防災施設整備についてお伺いたします。災害対策用マンホールトイレの導入についてお伺いたします。これまで東日本大震災、以降、日本各地で様々な震災また豪雨災害等があった中で、また沖縄県においても琉球海溝の地震が騒がれている中で、村の防災対策についてどんどん防災設備について充実させていただきたいなと思っております。その中でマンホールトイレの整備についてお伺したいと思います。これまでの大きな震災の中で避難所で聞いた今必要な物の中で簡易トイレというものが、村長見えますか、見えませんか、すみません。3日後、避難所での3日後に一番必要だと言ったのがトイレなんです被災者の方が4日目もトイレ、被災者の方々がやはり心的にきついのがトイレだったり、住環境、衣類だったりそういったところにくるわけです。その関係での死というものの死亡される方も多くなってきている中で、今回このマンホールトイレの整備をお願いしたい。もうひとつの理由、渡嘉敷幼小中学校の屋外運動場、運動場への整備をお願いしたい一番に。もう一個は交流の家と森林公園に、この整備をお願いしたいと思います。交流の家と森林公園については備蓄倉庫がありますので、その周辺に整備していただけた

らと思っております。渡嘉敷小学校の運動場に関して言えば、このマンホールトイレが災害だけでの使用じゃなくイベント等での活用が、今、全国的に注目されております。マラソン等さまざまなイベント等でも使用がされております。現在とかしき祭りの時に、私も渡嘉敷の商工会青年部は、その会場からトイレの間の道の警備をしております。その中で、お客様からくる不満の声というのがトイレが遠い、道が暗い、私も警備しながらやはり危険に危険を感じる所があるんです。スロープが坂になっておりますので子どもたちが走って転ぶようなこともありました。会場にあったらいいのになと、といっても教育施設なので体育館は使えないというような状況でございます。こういった活用例も踏まえてマンホールトイレの整備をどうか、ご検討していただきたいと思って、今回、初めての質問をさせていただいております。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

今のはイベント等のそういうことについての答弁の回答にはならないかとは思いますが、當山議員言われるように災害対策用マンホールトイレ導入の要望見解を問うというふうなことでおおまかにしか私の方の手元には担当の方からも回答文書は回ってきておりませんが、このマンホールトイレは下水道が整備された地域に設置することが可能となっておりますと、本村においては阿波連地域が下水道整備がされており、設置することは可能ですが、通常避難所となる施設内に設置されております。阿波連地域においては阿波連小学校が避難所に指定されておりますが、下水道施設の配管や流下能力、耐震化の状況等を含めた調査が必要になると考えられますので、今後、地域防災計画での位置づけなど総合的に調査検討していく必要があります。なお本村では下水道が整備されていない地域もありますので、災害時のトイレについては初期対応として携帯トイレや簡易トイレ等を確保しておくことが有効な対策となりますので備蓄を検討してまいります。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。村長がおっしゃったとおり下水道の整備はある。ただ溜めるやり方もあるんですよ。確か積水ハウスかどっかだったと思いますけど下水道を使用しなくてもできるマンホールトイレもありますので、その方もまた検討していただいて、あとマンホールトイレを整備に関する財政支援について国土交通省で平成21年度より下水道総合地震対策事業を創設して災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけた施設に整備するマンホールトイレ、マンホール含む下部構造物に限る。また敷地面積と様々な義務づけがあるわけですが、そういった国の財政支援等を利用して整備を進めていただけたらなと思っております。また今回、通告しておりませんので、先ほどのイベント等での活用方法も踏まえて、今後この件に関して、どうかご検討いただけたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。水環境の保全についてお伺いいたします。この件に関しては3番の平田春吉議員からもご質問があります。阿波連地区に下水道が整備されている状況の中

で渡嘉敷、渡嘉志久地区では、現在、浄化槽の整備をしている段階でございます。地域によって格差があるわけですね生活排水の処理について。今回、私がお願いをしたいのが、浄化槽を村で管理をしていただくということで、私が調べたのは島根県の大田市がこの事業を進めております。生活排水処理施設を市が設置して管理をしていくというものでございます。またこの大田市は既存の個人が入れた浄化槽をまた市が管理する。この浄化槽の譲渡というような事業もございます。今、阿波連で下水道事業特別事業、特会があるわけでただ渡嘉敷村と渡嘉志久においては自ら浄化槽を入れて汲み取りがけっこう高額だという村民からのお話もあるわけですね相談があります。これを村で管理というものをしていただけないかなという今回の要望でございます。当局の見解を伺います。

○ **松本好勝村長**

それでは浄化槽設置についての方から答弁したいと思います。浄化槽設置に関しては市町村が国の循環型社会形成推進交付金を活用して実施する。浄化槽市町村整備推進事業があります。制度を活用して汲取便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを行うことで地域の水環境保全が図られることは重要なことであることは認識しておりますが、整備するにあたって工事費の約3割が国、6割が村、1割が個人負担となっており、村の負担割合も少なくありません。今後の下水道整備計画を踏まえて制度設計を行う必要がありますので、研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○ **5番 當山清彦議員**

これまで下水道の整備については、僕、今回初めてやるんですけど、他の議員からもいっぱい上がってきた中で、また住民の方からも要望があると思いますが、これまでの流れとして阿波連だけ整備して渡嘉志久、渡嘉敷で整備してこなかった理由というものがあるのであれば伺いたいと思います。またその整備に関する予算要望であったり、それが難しかったとそういった内容があるのであれば伺います。

○ **松本好勝村長**

下水道整備につきましては、これまでも多くの議員から質問をいただいております。現在、沖縄県が沖縄県下水道整備構想で沖縄汚水再生ちゅら水プラン2016を策定し、渡嘉敷村においても平成32年から10年程度を目処に汚水処理施設の整備に関するアクションプランの策定を行っておりますと。渡嘉敷区においては農業集落配水が有利と考え渡嘉志久区においては個別処理が有利と考えております。

○ **5番 當山清彦議員**

今、村長がおっしゃったプランのタイムスケジュール的なものを伺えたらと思います。

○ **新垣聡経済建設課長**

ただいまのご質問の件に関しましては、細かいタイムスケジュール等より、今大まかに10年を目処に最終的には平成で言うと47年までには整備をするという計画の元進めているところでございます。

○ 5番 當山清彦議員

大まかな計画の中で、先ほど村長がおっしゃった渡嘉志久区は個別、渡嘉敷は浄化槽というふうに理解して、下水というかたちになるんですか。渡嘉志久と渡嘉敷の今考えているのを聞き漏らし、もう一度お願いします。

○ 新垣聡経済建設課長

先ほど村長の答弁にもございましたが、渡嘉志地区に関しましては規模が大きいので農業集落排水を利用しての下水道整備、渡嘉志久区に関しましては、規模が小さいので個別型たぶん先ほど議員がおっしゃった浄化槽での処理になるのではないかと考えております。

○ 5番 當山清彦議員

この渡嘉敷地区で考えている農業のやり方で今ある各家庭にある浄化槽というのは活用するのか、そのまま撤去するのか伺います。決まっていなかったらいいですよ。

○ 新垣聡経済建設課長

細かいことに関しましてはまだ計画の中には入ってきておりません。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。現段階の中でやっぱり長い期間プランの中で変えていくということで、今、現状、阿波連と渡嘉志久地区の中ではやり格差があると、生活廃水の処理に関して言えば、そのへんの格差をどうにかして埋めていただきたい。今どうのこうのという答弁はできないと思いますが、それは今年度中にもしっかりと村として考えを持っていただきたいと思っておりますので、今後も継続して伺ってまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

最後の質問になりますが、阿波連地区の下水道再生水導入についてお伺いをいたします。水不足が大変問題となりました。その後雨が沢山降って解決したと思えますけど、下水処理、今、阿波連の下水処理施設が老朽化しているという話は聞いているんですが、この下水処理施設、今の老朽化がどのような段階にあるのか修繕してやっていくのか、新たに整備をしないといけないのか、現状の阿波連地区の下水処理の状況について伺います。

○ 松本好勝村長

確かに数年経っておりますので、阿波連地区の下水処理場については今現在もメンテナンスを入れて整備しながら使用している状況でございます。ですから当分の間は建て替え云々ということではなしに当分の間、現状の機械設備等点検しながら運用していきたいというふうに思っております。

○ 5番 當山清彦議員

その中で水を有効的に使えたらなと思って今回の質問なんですが、下水処理の再利用化というものが国交省で進められているわけです。水洗トイレの水に活用するなり農業用水、植物散水だったり、例えば阿波連港に再生水を引いて船を洗う作業に使うですとか、そう

いった利活用ができるのかなと思っています。またこの下水処理施設がどのような段階にあるというのが僕はちょっとわからないですし、修繕管理また新設に関しても正直、私は、今、状況わかっていないので、今後こうしたことも含めて、またこの水不足対策としても非常に有効的なものなのかなと思っています。またこの件に関しては、私もしっかりと調べて再度伺ってまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番當山清彦の質問は終わります。

次に6番與那嶺雅晴議員の一般質問をお願いいたします。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて3点ほど一般質問を行います。まず最初に空き地の活用に関してでございます。子どもたちの遊び場ができないかということは今回で3回目の質問となっております。以前6月にも質問しましたが、そのときは1件の空き地に関しては名義変更さえできれば直ちにそういう施設が設置できるということが可能でしたけど、その後の進展に関して伺いたいと思います。

○ 松本好勝村長

與那嶺議員から前回は質問されましたけれども、おそらく診療所側の278番地に関しては、私も直ぐできるものというふうに思っておりました。ですけれども本人が体調を悪くしたということもあるでしょうけれども名義変更ができていないということで、本人も非常に迷っているようで、現在、「長男側の長男に名義を変えて自分の名義にするのはちょっともうこういう歳ですから島に戻って何かするというのもできないよ」、というふうに言われまして、今現在もそのままの状態であるということですので、そこについてはまだまだ名義人との交渉が必要ではないかなとは思っております。それから291番地ですけれども、このことについてはもうお祖父さんの名義にそのままなっていると、これまで思っていましたけれども、息子さんと言いますかね、お祖父さんから孫にあたる方が、現在、もう父親も亡くなって母親も最近ですけれども亡くなられたというふうなこと等で、この291番地に関しましては、「自分の親の名義にもう変わっているので、このことについては村が使うのであれば管理も島に戻って草刈りできるような状態ではないので、これは考えてみますよ」、というふうな返事をもらっております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

あのね村長、これ6月定例と同じ答弁ですよ。これ私6月に一般質問した以前にも地主の方々と交渉をしましたか？

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、このご本人も私は2回会ったきりなんですよね。そして現在の状態になっているというのは、私の方から親の名義になっています。変わっていますが

わかりますかと言うと、本人はまだお祖父さんの名義だというふうなことおっしゃっていました。その後というのは私は2回ほど会いましたけれども、それ以上の進展はないものというふうに思っておりました。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

それからすると、その土地はもう当分、使い道がないという解釈にしてよろしいかと思えますけど、これね、この土地だけじゃなくして、もう何か渡嘉敷じゅうの空き地というのは、今、確かに雑草が生えて美的にも問題等がありますけど、そういった指導も含めても、もう少し指導等のなものがないかという、これなぜそういう言い方をするかと言うとね、村長。以前は村が使うにあたっては貸すということでしたけど、子どもの遊び場となったら、何か、それは使えないのかという、何かちょっと反しているようなところがあるような感じしますが、具体的には、この地主というのは名義変更だけに拘っているんですか。名義変更さえできれば貸してもいいという案があるんですか。そちらをお尋ねしたいと思います。

○ 松本好勝村長

これまでは名義変更ができたなら貸してもいいですよということなんですけれども、この名義変更がなかなか思いどおりにいかないということなんですけど、この父親が亡くなる以前に、役場の資料を見ましたら名義が変わっていると亡くなったお父さん名義に、ですからごく最近なんですけど、おっしゃるとおり質問が上がってきてからは、私は連絡したんですけども、それもわからずに、このご本人もそういうことをわからずに、こうなっていますよというのを始めてわかりましたというふうなことで、ですからこの土地に関しては本人は村に貸してもいいよというふうな言い分でありました。ですからそのことに対しては村が借りるのであればできるものと思っております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

次いきます。子育て支援に関してでございます。これはちょうど2年前9月定例で質問しました。皆さんの方もまたね何らかの支援対策はしていただいております。そのために給食半額というのに関しては2年間、私も皆さんの誠意が伝わりましたので、新たに質問することはありませんでしたけど、今、各市町村でも多くの市町村が、その制度をとっております。何らかの支援策に対して尽力できないものかというふうに思っておりますけど、そろそろその検討の余地に時期的にきているんじゃないかと思っておりますけど、それについて伺いたいと思います。

○ 宮平昌治教育長

ただいまの子育て支援にかかる給食費の半額免除ということでございますが、これまで

も同様のご質問がなされた経緯がございます。その対応といたしまして、村では平成29年4月から3人目以降の給食費の全額免除制度を導入しているところがございます。現在、学校給食共同調理場の運営に多額の経費を要している中、米やミルク副食材等の給食物資費用についても保護者からの給食費では賄うことができず、村費の持ち出しで対応している状況でございます。幼稚園の3年保育の導入による人件費等の増加、それから校舎建設、体育館建設及び幼稚園園舎建設等で教育予算が大幅に膨らみ、より厳しい財政状況となっておりますので、給食費につきましては引き続き全額保護者負担にてご理解をいただきたいと考えております。先ほど申し上げました29年4月から導入いたしました3人目以降の給食費は全額免除でございますが、現在29年度実績におきましては、適応された人数については幼稚園児、それから小学生含めて10名となっております。参考までに申し上げます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

教育長、今ね、私、質問の中で皆さんの思いやりは重々知っておりますと、3人以上の子どもに関しては補助対策がされているというのは、それ知っています。今は多額の給食費と言われているけどね、200万ちょっとじゃないですか、いくらですか、まず。

○ 宮平昌治教育長

29年度の給食費の収入額が435万8千436円となっております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

やはり額にすると200万円ちょっとになりますよね。それで財政圧迫する？

○ 宮平昌治教育長

先ほど申しました教育予算全般の費用が増大しておりますので、そういう面では費用を圧迫するというふうに考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

教育長にお聞きしますけど、もう一度ね。その給食を半額にするということは子育て支援には繋がらないというふうに解釈していますか。

○ 宮平昌治教育長

全て保護者が負担するものが軽くなるということは、子育て支援、経済的な支援というふうな観点からは繋がることかと思うんですが、ただ実際に幼稚園の保護者の負担能力といえますか、それを今どうなのか調べてみたんですが、47世帯中、24世帯が公務員ですね。それから公務員の公職の機関、役場とか、交流の家とか、そういう公的な機関で勤めている臨時的な職員が6名、それから経営者として民宿とダイビングショップ経営されている方も9名いらっしゃいます。ですので全て保護者が負担するのを村が負担することが子育て支援ということになるかというのと、どうなのかなということで考えております。今、世の中で取り組まれているのが貧困対策ということでございますので、そういう面からすると低所得者、それから経済的に困窮している方々を措置するのが優先的にいいんじゃないかなというふうに考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

これは2年前にもちょうど同じ質問をしていますので、また同じ事を聞きます。沖縄全市町村が、その制度をとっても渡嘉敷村はその制度はとらないんですか。

○ 宮平昌治教育長

県内が同調して、こういう全額免除を導入しなさいということの通知があれば考えないといけないと思うんですが、現在、県内の給食費の全額免除団体というのが6町村は全額免除している状況を確認しておりますので、これが国の指導とか県の指導とか、全額給食免除しなさいということがあれば、考えないといけないんじゃないかなと考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

時代のニーズに合わせて対応するという事でよろしいかな、じゃあ、それで。

次いきます。これはいろいろ考えましたけど3月にも質問しました。行政運営についてでございます。議会の選挙も終わり、次、村長選挙が島で大きな行事になっております。そこでズバリ聞きますけど、村長は次の出馬の予定ありますかということでしたけど、前回3月にお聞きした時には、今の時期はそういう答弁をすると島が混乱するということで私もそのように理解しておりました。たぶん時期的にはちょっと早い質問だったかなというふうに感じておりますけど、今回はそういう答弁ではちょっといかなものかなと思ひまして、村長の意志が固まっておるんでしたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

○ 松本好勝村長

今、與那嶺議員から3月ではなしに、私は12月定例議会だったというふうに覚えております。ですからまだ時期尚早ではないのかなということ、私はそういう答弁をしたというふうに自分では思っております。私も70歳を過ぎました皆さんご承知だと思います。そして私の任期が11月19日までということになっております。そういうことから私がこれから向こう4年間村長を続けいくというふうな事等に関しましては、私自身が大変健康に不安を感じております。ですから今限りで、私は、この村長職を退かしていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆さま方の、そういったご理解とあるいは村民の皆さんのご理解を得ようというふうに思っておりますので、今限りで引退をさせていただきたいというふうに思います。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

はい、わかりました。大変ご苦労様であります。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これでの6番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に2番島村武議員の発言を許します。

○ 2番 島村武議員

先に提出してあります通告書に従って質問をしてまいります、今の與那嶺議員の質問

に村長が今期限りで引退を考えていると引退をすると明言をされております。しかしながら議会で行う質問というものはこれはその場でオーケイが出るものもありますし、あるいはよく皆さまが使われる検討していかないと結論が出ないもの多々ございます。従って、質問は先に出したとおりにやっていますし、村長はあと2カ月間の中で実現が少し難しいなというのであればきちんと、次、誰になるかわかりませんが、申し送りをしていくということで、行政というものの継続性が保てるというような観点から出してあります3つの質問を始めていきたいと思っております。

まず湧水対策についてであります。これは6月にも質問をいたしまして、そのときに出ない結論を9月にやりますのでお願いをしますと調査をしてあったやつでございます。先ほどの當山議員からも下水道の活用ができないものかと、そういう施設が造れないものかというような質問がございました。村長も村民の意識は、そこまでいっているんですけど、それは村民の意識の裏付けなんです。要するに湧水というものが現実化してきているという現状の言葉から汲み取れるんじゃないかと思って、私もまた意を強くしてこの分を村長に強く申し上げていきたいというふうに思っているわけですが、総務課長、これ6月に新たに現状調査をしてくれということで、これは個別のやつでしたけれども、その報告取り敢えず、そちらの方から聞かせていただけませんか。

○ 松本好勝村長

ご承知のように、今多くの観光で訪れるお客さんが、村民以上に毎日のように来られるような結果でございます。ですからもっとも心配するのは水状況でございますので、調査した井戸の数これを報告したいと思います。宇渡嘉敷の方で71カ所井戸があります。そして渡嘉志久の方で2カ所、阿波連の方で21カ所というふうな報告を調べております。そしてこの調査は敷地外から目視で行った結果であると、要するに屋敷までは入っていないというふうなことです。ですから井戸水の使用については一部において庭への散水や清掃等に使用していると思われませんが、現状はほとんどが使用していないものと推測しておりますという報告でございます。

○ 2番 島村武議員

6月の時点で何カ所が利用されているのかということまで調べてくれという質問確かしたはずですが、3カ月で調査がそこまでいっていなかったということだろうと思っております。71カ所渡嘉敷地域、阿波連21カ所、渡嘉志久が2カ所とこれは私が想像していたより少し多いかなというぐらいの件数でございます。将来的にこれだけの水源が活用されていくということになりますと、相当の節水効果というのが出てくるんじゃないかとずっとそのことを考えてきたからこういう質問なんですけれども、それが予想されるということでございますが、これだけの件数をご覧になられて、村長はやはり雨が降ることを願うというような、この現状でこの井戸に対して何か活用していこうなんていう、そういうような考え方というのは何か生まれてきませんでしたか。

○ 松本好勝村長

井戸の活用方法につきましては、特別に役場でこうしたらいんじゃないかというアドバイスはやっておりません。ただ個人的はいろいろポンプを付けて利用している方々もいらっしゃるようですけれども、役場として今そういった動きをしている現状はありません。

○ 2番 島村武議員

現状はないからこれだけの件数見てどう思いますかと問っているんですよ。村長は今のところ井戸の活用は考えていないと、これは6月に質問したので、同じように現状あるということで理解していいですね。何も触らないと。これ私申し上げておきますけれども、やはり将来、これが活用されることによって相当の渇水対策になるという思いがあります。村長は一部の方たちだけだというふうな答弁だから公平性がないと補助するには公平性がないという話をされましたけれども、役場は活用を促すだけでも効果は出てくるんじゃないですか。別に1基ポンプが今2万円前後でありますけれども、それ別に補助しなくても本当に村がそういう方向で、これだけの毎日渇水対策、節水を放送しているのに具体的にはどうやって節水をしてくれとか、そういう方策というのはやっぱり提供していくことも一つの大きなことだと思いますよ。そこに大きい水源がここにある。前から申し上げてますけど車を洗う、庭にまきます。贅沢な庭木の水が得られる。こんなすばらしい事はないと私は思っていますけれども、これはもう私が、次、質問する機会がございませんので、今日で何か所の井戸が使えない現状、何軒が使っているか、ということは後日、調査終了次第、事務局に資料を提出してくれるということでよろしいですか。総務課長よろしいですね。何軒が井戸水を現在利用しているか、要するにこの家に。これ調査できますか？

する気ありますかと聞いてます。やりますか？ 後日、資料で事務局に提出お願いします。

この原水の確保というのが大事なことで当然ありますし、現在、毎年毎年、水不足だということで頭悩ましているのもよくわかりますけれども、そこで下水道浄水能力が少し弱いということはこれ前から議論をしてきているところでありますので、現在の浄水の常時使われている浸透膜、大変コストがかかるということで、要するに形的にも古いんだなということがあって、これは事業形態を受ける企業局が運営に入り次第検討するというようなそういう話で止まっていたんですけれども、それ以後、何か進展ありましたか？ これについて。

○ 松本好勝村長

今2番目の答弁で答弁してよろしいですか。現在の1日最大給水量は660m³ですけれども平成28年度に変更認可申請で1,025m³、1日ですね、認可され県が進めてる広域化で浄水場新設予定であります。また現在の調整槽は288m³から1,025m³に新設され貯水能力も高めて対応する計画になっております。

○ 2番 島村武議員

浄水場能力がほぼ倍近くになるということで、これで想定内で納まるのかどうか、これ

ちょっと現実、それが出来上がった時点と、それから夏場の繁忙期に間に合うかどうかという、実践が伴ってくることじゃないとなかなか結論はでないでしょうけれども、かなり改善されるということですので、これは早めな実現を願いたいわけですが、これ企業局からの引き渡しは、これ時期的にはいつ頃になりますか。

○ 新垣聡経済建設課長

現在のところ浄水場を以前に議員の皆さんにもご説明申し上げましたけれども、その時の第1候補が頓挫いたしましたして、新たに浄水場を現在ある第1浄水場の近くに建設予定になっております。またそれに対して現在ある第2浄水場を改築する原水を溜めるための場所として改築する予定があったんですけども、そこが工事に支障があるということで、それでまた他の場所選定が必要となっております。最終的には32年度には着工をする計画で県とは進めております。

○ 2番 島村武議員

これは6月の答弁でしたか、確か2,000 m^3 の貯水槽を予定しているということでしたけれども、これ浄水能力は2倍になる。かといって原水はほぼ現状になるわけですかね、そういうことであろうという思いがします。先ほども言ったように実際に出来上がってみたいとなかなか不足しているのか云々か、あるいはその時節の降雨量によっても変わってくるわけではないかというふうに思いますが、早めの実現をお願いいたします。

3番目、観光客が増加をしてくると、これはたいへん望ましいことでもあるし、観光政策というのは、ほぼ平成4年ぐらいからですかね、本格的に観光立村として取り組んで約26年経って現状があって、かなりの整備もできてきているということで観光客は増えて来るとことは政策が成功しているという裏付けにもなるわけですが、その一方、見合うだけの水の提供ができていくかということ、本当に薄氷を履むような思いで、特に今年なんかも雨が降っているのに節水をお願いせざるを得ないような、そういう状況が生じてきているわけです。そこで原水の確保するための提案を前回しました。しましたけれども現状ではそこに手を付けられないというような答弁でありましたが、私は、毎年やっばり雨量はほぼ前年度、特に6、7、8今年5月雨量少なかったですけど、6、7、8は例年どおり水量は出ております。今年1,400近くの雨量はもう既に8月まではあって9月だいぶ降っていますよね。9月から後4カ月間だと2千数百 mm ぐらいまでになるだろうという予想は軽くつくわけです。9月までだいぶ水量になるのではないかというふうに思っておりますが、前年度も更に遡って5年までだと約1,991 m^3 が平均値なんですよこれまでのね。今年もう既に1,400いっていると、それでありながら夏場のあれだけの渇水。これは5月にだいぶ落ちましたんで50か60そこらまで落ちているんで、その影響もあるだろうと思いますけれども、年間の雨量としてはそれだけ降っているという数字はそうきちんと数字で表されているわけ。ところが水不足が続いている。これはどこに原因と言っているか、要因はあるかと言え、それを使用する人間が増えたと、つまりお客さんが大

勢来られて、その分の消費税が増大したということは明白であるわけですよ。となると浄水能力は2倍になりました。じゃあ原水は相対して増える予定はないと、これは将来的にはどうあっても原水に目を向けていかないと、この夏場の水不足の常態化というのはもう現時点でこれ予想されることなんです。そうなったときに、この井戸水も量も必要でしょうと、さっき災害の話もできましたけれども、いずれ水道管云々となったらそのときに貴重な水源になっていきますよ。

村長これから水対策、大変深刻と言いますか、やっぱり重要なもんだというふうに考えておりますけれども、もう一度総合的にこれまでの答弁を合わせて一つ考えをまとめてご答弁くれませんか。

○ 松本好勝村長

ご指摘のように以前とは違った水の使用量が増えてきているというふうなことでありますけれども、このことについては先ほども申し上げましたとおり、企業局の広域化の問題等がありますので、その浄水場の新設予定ということは先ほど申し上げましたけれども、そういったことに伴って、こういう小さい島では雨が頼りの水でございますので、これは企業局と相談をして、県内南部離島で海水淡水化していないのは渡嘉敷村と久米島、この2カ所なんです。ですから将来的には企業局と相談をして海水の淡水化も考えなければいけないのではないかなというふうに思っております。ただこの話を現時点で出しますと、企業局は渡嘉敷がですかというような言い方するものですから、現に観光客はこうなんですよと、毎日、村民の数、あるいはそれ以上にお客さんが日帰りとかいろいろやるんですよという説明をしましたら納得するんですけれども、そういったこと等がありますので、私たちとしては、現在の浄水場の整備はもちろんなんですけれども、将来に向かっては、今すぐというわけではありませんが、淡水化も頭に入れなければいけないというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

答弁ありがとうございます。水源を別に求めなさいと言ってきておりますので、淡水化が適当なのかどうか、いろいろ運営の部分、かかる経費コストの問題を考えた時に、原水は今のダムの改良や嵩上げそういうものを含めてやっていくということで補える部分が大いのではないかと、そういう意味では沖縄県で唯一淡水化施設がない島、これを将来像の一つとして描いてみてもいいんじゃないかと、これは観光立村という部分にも合致するのではないかと、大いにそういうことを利用していけばいいと、そのうえで原水が確保できるのであれば、それにこしたことはないというふうな考え方を持っておりますので、将来、観光に携わる方も、また次の議員のみなさんも自分の視点を加えて、この質問をやっていただけるだろうというふうに考えております。

次に移ります。住宅問題について、これは場所も指定して総務課長にお願いをしてあった件ですので、現地の調査はすましましたか。その建物の立入ができたかどうか、たぶん

立入は本人の了解がないとできないはずですので、そこまでの時間があつたかどうかは確認はできませんけれども、後ろは怒濤のように押し寄せてきている木々の姿は目に入っていたと思うので調査の結果をお願いをします。

○ 松本好勝村長

平成29年度、実施した空き屋の実態調査により、空き屋の可能性ありの49件の内、特に管理状況等の悪い空き屋を再調査をしたところ7件程度が空屋対策特別措置法でいう倒壊等著しく保安上は危険となるおそれのある状態、または著しく景観をそこなっている状態にある特定空き屋等に該当するものというふうに思われます。現段階では立入調査を行っておりませんが、早い時期に調査を行い、対処方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

これは立入をしないとなかなか難しいだろうと思うんですけども、後ろから覆い被さってきているというのは、たぶん後ろの庇の方まではもう来ていますんで、それは確認できましたかという。調査してくれと私は6月にお願いをしてありましたよ。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明総務課長

今、島村議員がおっしゃいました特定の空き屋については、庇の方を確認はして剥離して鉄筋もむき出しになっているという状況であります。ただ中の方までは向こう入れない状態ですので状況は見れないんですが、道路側につきましては、やはり見る限り危険な状態にあるかと思えますんで、所有者等に連絡するなりの対応をしていきたいというふうに思います。

○ 2番 島村武議員

後ろの状況を確認するぐらいは、その日だけでもできたはずですよ。ちゃんと聞いてくださいね、質問はね。私、次回これやる機会があれば次回にもっとやりますよ、次、質問をする機会がないので、先ほど同様これは調査をして私が今問題にしているのは勿論、空き屋については空き屋の問題も前回やりましたけれども、いずれは整理して、ちゃんとその中で固定資産になるような問題だとか全部やっぱり解決していかないといけない状況がある。皆さんは処分については現状の方でもできると、あなたは言ったよね、課長ね、前回ね、明言をしたから。その他でもできる範囲のことと、立入については確かに、ご本人それぞれ連絡を取って許可を得てしか入れないから、現場の調査をするには時間もかかるでしょう。ところが現状、後ろ見てみればわかりますよ。後ろの庇の方まで、後ろの土地から山から覆い被さってきていて、あと少しすると表からも見えるようになりますよと。目抜き通りにそういう所が出現してもいいんですかと。これは前回頼んだのは、そこから

屋敷覆い被さるぐらいの、原野状況になっていく。これをどうするかとなると空き屋は空き屋、また別の問題ですよ。空き屋の問題は前回出しまして、さっき言ったように空き屋の制定はこれからいずれはやらんといかんだろうという、あなたは出した見解をね、だからそれは時間かかるだろうと思っているので、ただ立入の調査は必要だから、それはやってからしかどうやって対処していくかはもちろんできないけれども、現状あそこの家は村長、僕、村長に見せてますよ。自分の後ろから。こうこうですよと来年にはこうなりますよ、こうなっていくですよと見せているけど、何の対応もしない。自分の後ろは自分でやっています。地主にも会って、こうこうだかた次からあなたやれねと言ったら、時間と手間がないから除草剤をまいて、枯れているもんだから、何で畑に巻くんだと言ったらしょうがないから、あまり影響の少ないのからまきましたと言って、だからこっちサイドは現状後ろの方は大丈夫ですけど、隣り、今いう東吉浜さんもですよ。隣りなんかもっと屋根のスラブ上まで出てきたときに、皆さんどう思いますかね、いきながらすぐぱっと見ても、今でもわかりますし、ああいう状況を目抜き通りに放置しておくことは、どうなんですかというのが、この質問の大きな趣旨、今回はね、だからその調査を頼んだ、どうしますか、環境税が使えるんじゃないですかと、調査をして事務局に提出をしてください。それを元にどなたかに質問してもらいます。よろしいですね、これ出します？

○ 松本好勝村長

はい。

○ 2番 島村武議員

次に移ります。3番目港湾整備についてであります。これは全く初めての質問になりました。先日、新垣課長から場所とか教えてくれということで案内しまして、現場の説明はしてあります。皆さん協議をなさったと思うので内容については即答弁できると思いますけれども、組合の横のスロープ、これまで大型船は台風の時、上陸するということになれば小さい台風でも道路まで上げていたわけですよ。私もうっかりと言ったらうっかりですけれども、小さい台風でも下の方に係船環があれば、現状で誰でも係船できる係留ができるというのが当事者の皆さんからそういう話があったんで、今回これを出してありますけれども、実際それを見ても現状で後ろの方に間合いを取る係船環というのが設置をされていない、だから上の方まで上げるんだと。例えば先日の大阪の空港が被害を受けたような58mというような大型の場合はどうしても上まで上げないといけないのかなというのはありますけれども、そんなに大きい台風でなければ、通常あそこで何のじゃまになることもなく、あの現状で早めに間合いをとって、きっちりと台風対策をやれば早めに休めますし、これまでは警報が出て通行間ストップしてから、そこへ上げるというような事態も免れると言いますかね、労力も軽減されるという事情があって、これはぜひともやっていただけないということと。

また道路側のどうしても大型船になりますと、ウインチを道路側のやつにとらないと道

路ぎりぎりまで引き上げることができないので、そのフックですね、同じように係船用のフックは、これは相当劣化が激しいと。ご存じのようにステンレスというのは一回曲がりますともう戻ったらこれ終わりですよ。そこで折れますから、鉄の場合は曲がって柔軟性が高いので、まだ持ちますけど、ステンレスの場合はまず無理だということです。

それからさっき言った係留する新たに見つかった点がありまして、係留する部分の船の穂先の方の一番下、下側のスロープ側の道路よりの部分に見た目にはきれいなステンレスですよ。ところが中が劣化して係留できないということで大型をずらして、ほぼ中型船だったら1隻分間空いているので、例えばそれを補修ができればまた元に戻して余るスペースをなくして係船ができるという状況にありますので、道路側とそれから船の後ろ側については、先日、説明をしましたがけれどもスロープ側の道路側の1、2本についてはできていなかったんで、それはうちの事務局長に写真を撮ってもらって届けてありますけれども、これについてどのような対処ができるのか、どういうご検討をされたのか、ご答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

漁船の大型化によって当初設置したフックだけでは対応できない状況を確認しております。利用する組合員と協議を行い設置に向けて進めたいというふうに思っております。この港湾整備等についての1番から4番まで質問されておりますけれども、既に担当の方で確認をしたというふうなことで答弁をさせていただきたいと思っております。

○ 2番 島村武議員

現在、係船環のやられている工事業者がいらっしゃるというので、何とかそちらの方で対応してもらえるかもしれないという、そのときのお話はそうでしたけれども、その後どうということになったのか、もしその話のできたのであれば当然いつ頃という予定も立ったでしょうからそちらの、答弁、課長の方からお願いします。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいまの件に関しましては島村議員と現場立会のもと、そこでも協議を行いました、持ち帰りまして設計のコンサルタントと取り敢えず協議をして、どれが妥当な大きさなのかとかいうのを今設計を上げているところであります。

○ 2番 島村武議員

これはやるということですよ、ありがとうございます。

1番、2番、これ村長も答弁終わりですから、次、3番目いきますよ。遊漁船のバースの移動はいつ頃予定しているかということですが、これは来年31年度巻揚機を付けますので、そこらへんが目処かなという思いはありますけれども、いつ移るのか、あるいは見方によっては、現状まだ、それについてタイムスケジュールが組めているような状況ではないので漁民の皆さんも不安もあるし、あるいは現状で何とか入れればいいなというのがありますけれども、これ移す予定はしていても、なかなかすんなりといかないのではないかと

と、だいぶ見る所いっぱいしているので、そこを大型船4隻がありますけれども、これがすんなりそこに入れるかどうかという、ちょっと不透明な部分があって、この係船環の問題これは中型船でも将来は使えるんで、そういうかたちで出してありますけれども、予定として立っていますか、現在。大型船の移動は。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいまの件に関しましては、本年度、遊漁船バースに設置する巻揚機的设计委託費を計上し現在進行中であります。次年度に巻揚機の設置工事を行い完成後に移動という計画を立てております。ただその前に利用者との協議が必要かと思っておりますので、そういった協議を重ねてスムーズに移行できるようにしていきたいと考えております。

○ 2番 島村武議員

この交渉事は、ほぼ難航するのが常でありますので、当然、先に船を停めている皆さんにとって既得権が生じますから頑張る人も中にはいらっしゃるだろうと思うんですけれども、なるべく話し合いを多く重ねてですね、スムーズに移行ができるようお願いをいたします。

4番目、港内浚渫についてであります。村長も去年の答弁でしたか、コーラルをやっばり処理をしないと浚渫ができないというご答弁がありました。この質問を以前に出したときにもプロペラが、スクリューがかかると、現実にはかかりはしたけれども柔らかいサンゴだったから、まだ被害はなかったというような状況もお話を申し上げました。年々干満の差も大きくなってきておりますし、見ていると本当に大丈夫かなと思うような船が旋回します。船主にとっては港に帰ってきて安心するかと思ったら、大潮の時なんかは、それこそ気をめいっぱい使って、船を港の中で操船しないといけないという現実があるわけで1日も早い浚渫を待っているような現状ですけれども、この進捗は現状どうなっていますか。捨て場というか、置き場というか候補地は以前聞きましたけれども、そこで決定して、そこに向けての作業なさっているのか、どういう状況にあるのか、ご答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

現在、交流の家さんと交渉をしておりますけれども、高速船の入港するその場所、浮棧橋を置いている方、ここから先に浚渫を行いたいというふうに考えております。そして交流の家は儀志布に降りる道と言っても皆さんわかりますかね、その方に全く使っていないといいますかね、残骸等捨てられている場所があります。まずそこを整地をして、この残骸を持ち出してから、そこに埋めようということで、今、進めております。ただそこに当時の米軍が使った建物ですかね、もう屋根はないです。ただブロック塀等は残っております。その場所ブロックを壊してじゃないと直ぐ側の塀よりブロック塀が高いというのはまたおかしなものじゃないかということで協議をしております。ただ交流の家さんが懸念しているのは、これ環境省の問題かかってきませんかというものですから、今、環境省には

こういうことをやりたいと、別に赤土とか、そういったそこを汚すようなことではありませんよと浚渫土砂ですから、別に白い砂がほとんどだと思いますよという話は出しております。ただそこに納めるぐらいの分は80m³ぐらいらしいです。ただ港全般概算で80m³ぐらいじゃないかというんですけど、概算で、1,000m³程度の容量しか置く場所がないと現在のところですよ村内には。ですけれども港湾そのものの土砂は3万m³になるんじゃないかという概算が出ていますけれども、ですからこれを県の方は島内処理してくれませんかを持ち出しする予算がないということで、そこらへん非常に苦慮しているような状況です。ですからそこ以外だったら、どこにするのかなというふうに思っております。ただ県としては持ち出しする経費はできませんので島内処理してくださいという考え方です。

○ 2番 島村武議員

質問書にも書いてありますよ。村内処理が条件だという答弁も以前にいただきました。その中で儀志布の向こうができる頃に確か国場組さんですかね、何か置き場として当時は広い場所だったように記憶してはいますが、村長の話では80m³ですか800の間違いじゃないですか。あそこに80m³だったら、たぶん違うと思いますけれども、現在はそこ以外は考えられないということですね。

○ 松本好勝村長

現在1,000m³程度しか、そこには納まりませんよという概算、港みんなとなると3万m³。

○ 2番 島村武議員

議長今のごちゃごちゃの答弁とらえといてください。たぶん80m³じゃなくして、先ほど出た1,000m³の間違いですよ。1,000m³ということは30分の1しか収量能力がないということであれば、これは浚渫はできないということになるわけですが、でどうしますか。現在、方策がないということですか。

○ 松本好勝村長

先ほど申しあげましたように非常に苦慮している状況なんですけれども、これは持ち出しはだめということになってきますと、村内で処理しなければいけないという方法ですので、この適当な場所を今先ほど国場のもとのそこら辺の話がでましかれども、そこにでも積み上げないといけないのではないかなというふうには考えております。取り敢えず敷地内ではもう1,000m³が限界ですよということではあります。

○ 2番 島村武議員

村長のおっしゃる敷地内というのは、国場の話は敷地の外ですよ、あれはカーシーに下りていくところの右側にあるスペースなんで、青年の家さんの敷地の中にされているんですか。中で1,000m³、外の部分の方が遙かに多く積めるんじゃないかと、外が80m³の話ですか、ちょっとややこしくなってますけど。国場が利用していたヤードとして使っていた場所というのは、あそこ囲えば相当、囲うと作業がでてはきますけれども、スペース的には、あそこ相当大きな量です。下の方にまだ尾根がいついて、カーシーに下りる道は

先の方から下りていきますんで、だいたいあるんですよ。そこを予定しているのかなと私は考えたんですけども、青年の家の敷地内に1,000㎡埋める場所はちょっと思い当たらないんですけども、そっちの方だったら漁協前と高速船の両方足してどのぐらい予定されているかわからんけれども、可能ではないかという思いはしますけれども、外の部分というのはもう少し調査というのをやっていただけないことできませんか。

○ 松本好勝村長

敷地外のこと等については、調査を入れて適当かどうか、これ研究していきたいと思えます。

○ 2番 島村武議員

これも合わせて結果出さしだい事務局に報告ということでよろしくお願いをいたします。10分ほど12時ご飯時間に食い込んでしまってたいへん申し訳ありませんでした。以上で終わります。ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これでの2番島村武議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、3番平田春吉議員の発言を許します。

○ 3番 平田春吉議員

私も通告書に従いまして2点ほど一般質問をしたいと思いますが、今回限りで村長ご勇退と聞きましたので、ちょっと質問しづらくなっております。それで僕の最後の質問ですので、あえて質問したいと思います。

阿波連の前田川田川の問題というのは、現村長含めて三代の村長に質問をしております。ところが残念ながら全然何もしてくれませんでした。ですからあえて村長にお聞きしたいんですけども、村長この件についてどうお考えになっているのかお聞きします。

○ 松本好勝村長

この件に関しましては、直近では平成28年の6月定例会、そして12月定例会で平田議員からご質問がありました。平成25年度の調査において、現地が湿地帯であるため重機等が搬入できず断念している状況です。また、386筆の地権者の同意承諾や多額の費用がかかることも理由の一つであり、海洋汚染だけが主な理由ではありませんというふうな返事をしたかと思えます。そして、私自身も村長になって時期ですか、そういう質問が平田議員からきたときに、私は今現在この川田川の田んぼの方ですね、下のビーチのことを考えると、そういうふうに関係をやる自信がありませんというふうに答弁をいたしました。ですから、先ほど申し上げるように三代の村長にいろいろ言ったかも知れませんが、三代にわたる村長にですね。私としてもそこに手を付けて、そういうビーチの方に汚染とかいった場合にどうするかというふうなこと等で繰り返しになるかと思えますけれども、そういっ

た手を付ける自信がないというふうに今回も返事をさせていただきたいと思います。

○ 3番 平田春吉議員

ビーチの汚染という件に関しては、方法をとればいくらでもできると思うんですよ。金の問題ですけどね、だからこれをやらないでずっと未来永劫まで捨てておくのかということを見ると、これはちょっと疑問に思うんですよ。だってこれ阿波連区の人々、また郷友会の方々も不満言っておりますみんな、関わりを持っていますよ。この個人のあれだけの財産を全部何もしないでそのまま捨てるというのはどうかと思います。

それと、これは個人でできる問題ではないんですよ、金もかかるし、いろんな手続きも必要だし、どうしても公が入ってこないとできない問題だと思う。ですから、敢えて質問を出してきたんですけど、村長にあまり言うわけにはいかないんですけども、ぜひ村長、次の村長に申し送りしてやってもらうような方法をとっていただけませんか。

○ 松本好勝村長

次の村長には私は何点かこういったこと含めて申し送りをしようというふうに考えておりますけれども、最もこの川田川のことに関しましては非常に難しい問題等があるかと思えます。そしてこのこともまた私は話した憶えがありますけれども、阿波連区の住民が何をしてほしいと、例えば田んぼにするのか畑にするのか、あるいは次、三男の土地の問題も以前ありましたよね。こういったまとめをしてどの方向ということを経営者が協議してから、この問題は首突っ込むべきではないかなと思いますけれども、課題としてそれは私が提案しますけれども、後任につきましては、強くこのことは申し上げておきたいと思えます。

○ 3番 平田春吉議員

今村長がおっしゃった件に関しては、私もそれを村長から答弁きたときに区長さんに話したんです。話はしてあると、できていると言っていましたよ、区長さんは。ただ公に区長さんが村長のところに上げていなかったのか、そこらへんは僕は分からないんですけども、そういう答えでした。だから協議してあるということでした。確かにそういう問題は残っていますね。またそれがないと手が付けられないとなったら、区の方から頑張ってもらって役場に上げるという、そういう方法も必要かと思えます。ですから、ただ僕が懸念しているのは、財産をこのままずっと未来永劫に山にして捨てるのかとういのをちょっと懸念しているんです。だから申し送りをして次の方がやらしてもらえればこれでいいんじゃないのかなと思います。よろしくをお願いします。

次、渡嘉敷地区下水道処理施設についてでございますが、これも先ほど當山議員からの質問がありました。過去にいろんな議員から質問が出ています。最初のうちは村長は金がないからできないという答弁でしたけれども、現在、今日の答弁を聞いてみますと、公の金をつかってやる方法をいま考えていると、ずっと計画中であるということですので、ぜひ、そういうふうな計らいをしてほしいと思います。国立公園になって下水道処理ができ

てないのは渡嘉敷村だけなんですよ、この慶良間諸島でね。だからそこらへんも含めてもうちょっと環境に配慮なさってやってほしいと思います。以上で私の質問を終わります。答弁ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで3番平田春吉議員の一般質問を終わります。

日程第6、報告第8号、平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

報告第8号

平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

沖縄県町村土地開発公社の平成29年度の事業実績及び決算状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別添のとおり報告する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

以上でございます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第9号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

報告第9号

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

下記のとおりでございます。健全化判断比率、そしてその下の資金不足比率等でございます。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷121番地

氏 名 新垣光枝

生年月日 昭和23年4月15日生

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件はお手元にお配りした意見のとおり答申したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元にお配りした意見のとおり答申することに決定をいたしました。

休憩します。

再開します。

日程第9、認定第1号、平成29年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第1号

平成29年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

別冊になっていますけれども、平成29年度決算主要施策成果説明書、そして渡嘉敷村一般会計及び特別会計決算審査意見書等各会計ごとに監査委員からの意見書も添付していますのでご覧になっていただきたいと思います。なお、平成29年度歳入歳出決算書は既に配布されております。手元のピンクの表紙に一般会計及び各特別会計が表紙ごとに綴られていますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、認定第2号、平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第2号

平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、認定第3号、平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第3号

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、認定第4号、平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第4号

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、認定第5号、平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第5号

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、認定第6号、平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第6号

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第15、議案第37号、渡嘉敷村立幼稚園の預かり保育料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第37号

渡嘉敷村立幼稚園の預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

渡嘉敷村立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正でございます。

附則で、この条例は平成30年10月1日から施行する。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

預かり保育の区分に応じた保育料の額を定めるとともに、月額の上限額を定める必要があるため、条例の一部を改正する必要がある。

皆さん方の方にも新旧対照表ももらっていますかね、ご覧になっていただきたいと思えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 平田春吉議員

この1千円の根拠は何ですか。

○ 宮平昌治教育長

預かり保育は通常の午前中保育のあと、午後の分の預かる場合を預かり保育とっているんですが、それが半日で500円に設定していますので、夏休み等、教育課程がない夏休み等の場合は朝から預かりますので、午前500円と午後500円。併せて1千円ということでございます。

○ 3番 平田春吉議員

質問した理由は、村民にちょっとでも負担を減らしてもらおうと思ったんだけど、最低これぐらいの金額が必要だということであれば、別にいいですという考えです。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第38号、平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第38号

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)について

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第38号

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千989万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3千131万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

19ページの委託料、廃棄農薬処分委託料、これは私の記憶では当初予算は33万円だったと思う。後のてんてんてんは分からないけどね、33万円だったと思う。当初予算より補正予算が5倍になるというのは、これいかなものかなと思うけれど、何かこれ間違いじゃ

ない。調査間違いなのか、数字が間違っているのか、ひとつお聞きします。

○ **新垣聡経済建設課長**

ただいまのご質問なのですが、実際には6月議会の補正で計上したものでございますけれども、いま議員がおっしゃられたとおり調査のミスで廃棄物の量が全然積算が間違っておりまして、6月での積算量は300kgというふうに出していたんですけれども、調べてみると11t近くあったということで、量は増えているんですけど、増えた分の単価は落ちていて、この積算額となっております。

○ **6番 與那嶺雅晴議員**

農薬に関しては、成分とかは調べてあるの、どれだけ危険なものかというのは。これ調査ミスだったと言うけどさ、あんな危険なものを調査ミスしました、すみませんで補正上がってくるのは、その農薬に対しての危機感がないんじゃないの、どうですか。

○ **新垣聡経済建設課長**

成分につきましては薬品名から調査をしまして、その専門業者に問い合わせをしたところ、県内での処分ができないということで、九州、鹿児島県での処分ということで積算を行っております。

○ **6番 與那嶺雅晴議員**

お聞きしますけど、調査ミスは認めたわけですよ、5倍ほどの金額が。私も当初予算と言いましたけど、それは失礼しました。6月補正で33万円は間違いないと思っています。今回163万2千円が約200万円の予算になるわけですよ。その業者は現物を見ているの、私は200万円でも厳しいと思う。今おっしゃったように県内では処分できない、わざわざ車持ってくるはずだし、現物を見て、この補正に上がっているんだったらいいけど、ただ皆さん6月の時点で、その何倍かありますよとただ数字だけ方向して、じゃあ掛けるの何倍かして、この補正額が表れたのか、実際現物を見ているの？ 業者は。

○ **玉城保弘議長**

休憩します。

再開します。

○ **新垣聡経済建設課長**

実際業者の方は、県外なので現場の方には来ていないんですけども、トン袋の数と薬品名を報告して、あと輸送量等を見積もって出していただいております。

○ **玉城保弘議長**

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ **5番 當山清彦議員**

10款教育費、25ページの教育支援事業費の231万3千円の減となっております。この補正

額の詳細を伺います。

○ 座間味秀勝教育課長

教育支援事業費の231万3千円の減は、オンライン学習塾、これは一括交付金で実施しておりますが、これの入札執行残ということになっています。単なる執行残というと大きいかというふうに思いますが、授業実数と学校行事、地域行事、そういったものを調整しまして、授業実数を調整した結果の執行残ということが一番大きくなっております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。次にもう1件伺いたいと思います。同じく10款25ページの教員住宅費の補正額144万円の減額、この詳細について伺います。

○ 座間味秀勝教育課長

お答えします。こちらは渡嘉敷小学校で96万円の減、阿波連小学校で48万円の減となっておりますが、両校とも学習支援員を配置をしておりますして、島外からの配置と、県費の配置もごございますので、そういったときに民間の住宅を借り上げてでもということでの予算を当初組んでおりました。ところが、今年度については各2人ずつ、小学校2人ずつ配置をしておりますが、どちらも村内に住宅を確保できているということでの不用額ということになっておりますので減額としております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第39号、平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第39号

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第39号

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千271万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8千926万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第40号、平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第40号

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第40号

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千969万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 當山清彦議員

1款の国民健康保険団体連合会負担金が27万円の増ということですが、この詳細を伺います。7ページです。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満民生課長

ただいまの質問にお答えします。国保は広域化に伴いまして療養給付費、調整交付金システムの改修費でございます。国保連合会のシステムの改修費を支出するための負担金となっております。

○ 5番 當山清彦議員

これは当初ではなかったということですよ。また更に県が主管され、またどんどん増えてくるのか今後、伺います。

○ 金城満民生課長

当初では計上しておりませんでしたけれども、途中でそういう改正が出てきて、それに対応する補正の計上となっております。現時点では今後については詳細は聞いておりませんが、今年度については、この増額分に対応をするということで理解をしております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第41号、平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第41号

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第41号

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千985万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第42号、平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第42号

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第42号

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千141万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、平成30年度渡嘉敷村議会第6回定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了いたしました。

従って、会議規則第7条の規定のよって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第6回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後2時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）

平成30年

第7回渡嘉敷村議会臨時会

第1日目

9月28日

平成30年第7回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
 自 平成30年 9 月 28 日
 至 平成30年 9 月 28 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
9 月 28 日	金	本会議	仮議席の指定 議長の選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 議席の指定 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙 南部広域行政組合の議会議員の選挙 渡嘉敷村監査委員の選任について

平成30年第7回渡嘉敷村議会臨時会は
平成30年9月28日(金)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 3番 新垣一史議員 4番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	松 本 好 勝	経済建設課長	欠
副 村 長	大 城 良 孝	教 育 課 長	座間味 秀 勝
教 育 長	宮 平 昌 治	民 生 課 長	金 城 満
総 務 課 長	神 里 敏 明	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子	商工観光課長補佐	山 城 淳

終了：9月28日(金曜日)午前10時28分

平成30年第7回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
平成30年9月28日（金） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日 程	事件番号	件 名
第1		仮議席の指定
第2		議長の選挙

(第1号の追加の1)

日 程	事件番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		副議長の選挙
第4		議席の指定
第5		南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
第6		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
第7		南部広域行政組合議会議員の選挙
第8	同意第3号	渡嘉敷村監査委員の選挙について

○ 新里武広議会事務局長

おはようございます。事務局長の新里です。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。

年長の宮平鉄哉議員を紹介します。

○ 臨時議長 宮平鉄哉議員

ただいま紹介されました宮平です。地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから平成30年第7回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

着席して進行させていただきます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(出入口閉場)

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって立会人に1番與那嶺雅晴議員及び2番国吉栄治議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。点検お願いいたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 新里武広議会事務局長

それでは氏名を呼び上げいたします。

1番與那嶺雅晴議員。2番国吉栄治議員。6番當山清彦議員。3番新垣一史議員。5番座間味満議員。6番當山清彦議員。7番玉城保弘議員。最後に臨時議長宮平鉄哉議員。

○ 臨時議長 宮平鉄哉議員

投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票をお願いします。

與那嶺雅晴議員及び国吉栄治議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち玉城保弘議員 7 票。以上のとおりです。

($1/7 \times 1/4 = 1.75$ 切り上げて 2 票)

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、玉城保弘議員が議長に当選されました。
議場の出入り口を開らきます。

(出入口開場)

ただいま議長に当選された玉城保弘議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

玉城保弘議員、議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

ごあいさつ申し上げます。中立な立場で公正公平をもとに 4 年間議会運営に努めてまいります。どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○ 臨時議長 宮平鉄哉議員

休憩します。

○ 玉城保弘議長

再開します。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

追加日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 3 番新垣一史議員及び 4 番宮平鉄哉議員を指名します。

追加日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 9 月 28 日の本日限りの 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りの 1 日間に決定をいたしました。

追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

(出入口閉場)

ただいまの出席議員は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番座間味満議員、6番當山清彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。単記無記名です。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認め、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げます。順番に投票をお願いいたします。

○ 新里武広議会事務局長

それでは、氏名を呼び上げいたします。

1番與那嶺雅晴議員。2番国吉栄治議員。6番當山清彦議員。3番新垣一史議員。4番宮平鉄哉議員。5番座間味満議員。6番當山清彦議員。最後に玉城保弘議長。

○ 玉城保弘議長

投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

座間味満議員、當山清彦議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票。

有効投票のうち當山清彦議員7票。以上のとおりです。

($1/7 \times 1/4 = 1.75$ 切り上げて2票)

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、當山清彦議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(出入口開場)

ただいま副議長に当選された當山清彦議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。

當山清彦議員、副議長当選承諾のあいさつをお願いします。

○ 當山清彦副議長

議員の皆さま、貴重なご一票ありがとうございます。これから4年間議長の補佐役として、議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 玉城保弘議長

追加日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

追加日程第5、南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことにいたします。

南部広域市町村圏事務組合議会議員に玉城保弘を指名になります。

ただいま議長が指名した私、玉城保弘が南部広域市町村圏事務組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、南部広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。

追加日程第6、沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に新垣一史議員を指名いたします。

ただいま議長が指名した新垣一史議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新垣一史議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

追加日程第7、南部広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

南部広域行政組合議会議員に玉城保弘を指名いたします。

ただいま議長が指名した私玉城保弘を南部広域行政組合議会議員の当選人にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した玉城保弘が南部広域行政組合議会議員に当選されました。

追加日程第8、同意第3号、渡嘉敷村監査員の選任について同意を求める件を議題といたします。

なお、人事案件ですので、該当者は退席を求めます。

(該当者除斥)

提案者から提案理由の説明を求めます。松本好勝村長。

○ 松本好勝村長

同意第3号、渡嘉敷村監査委員の任命について

渡嘉敷村監査委員に次のものを任命することについて、同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村渡嘉敷140番地

氏 名 當山清彦

生年月日 昭和60年7月16日生

平成30年9月28日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるからである。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

以上で提案者からの説明は終わります。

これから、同意第3号、渡嘉敷村監査委員の任命についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終決いたします。

これから、同意第3号、渡嘉敷村監査委員の任命についてを採決します。

この採決は、挙手表決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議員定数5名、賛成5名、したがって追加日程第8、同意第3号、渡嘉敷村監査委員の同意については原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、平成30年第7回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成30年第7回渡嘉敷村議会臨時議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会 午前10時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号3番）

署名議員（議席番号4番）